



## 定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和2年11月27日

香美市監査委員 岡本 明 弘  
香美市監査委員 岩崎 昭 雄  
香美市監査委員 小松 紀 夫



### 記

#### 1 監査に準拠している旨

監査委員は、香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して検査を行った。

#### 2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による検査）

#### 3 監査の対象

会計課、総務課、繁藤出張所、選挙管理委員会、監査委員事務局  
（令和元年度及び2年度）

#### 4 監査の実施場所・日程

香美市役所 監査委員事務局 ・ 令和2年11月25日～27日

#### 5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

#### 6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

#### 7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を通知されたい。

指摘事項

- (1) 香美市文書事務取扱規程第39条第2項で定められた保存すべき文書が、保存されていなかった。(総務課)
- (2) 契約規則に定められた事務の取り扱いがなされていなかった。(総務課)

8 監査の意見

- (1) 香美市文書事務取扱規程第11条で定められた文書保存年限基準に基づき、適正な文書管理に努められたい。(総務課)
- (2) 財務規則第39条に係る事務を行う場合は、諸規定に基づき適正に事務処理を進めるよう努められたい。(総務課)

以上